

学校感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外）と診断されたら

学校保健安全法に定められた感染症は、公欠扱いになりうる欠席理由となります。感染が判明したら、まず所属の学部事務室（または所属キャンパスの医務室）へ連絡してください。公欠の手続きの際は、以下の書類を用意してください。

治癒証明書

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染に罹患した場合「発症後 5 日経過したら」等具体的な療養期間が定められていますが、その他の学校感染症に関しては「治癒したら」や「医師の許可があるまで」と定められおり、個人で療養期間が異なります。そのため、診断書や検査結果等ではなく「医師がいつからいつまで療養を指示し、いつから出校可とする」を示した治癒証明書が必要となります。

そのため、発症した時に医療機関を受診し、軽快後に治癒証明書をもらいに再度医療機関に行くことになります。診断した医療機関以外では治癒証明書は書いてもらえないので、地元の医療機関など遠くの場所で受診する際はご注意ください。

療養が明けた最初の登校時に、医務室に治癒証明書を提出してください。治癒証明書がなければ出校できません（→治癒した証明ができないため）

その後、学部事務室にて公欠届を受け取り、速やかに手続きを行ってください。公欠手続きの詳細については各学部事務室にお問い合わせください。